

第3章 連携や協力によって支え合う社会を創る

第1節 市民一人ひとりを大切にする社会を創る

第2節 みんなが交流する社会を創る

第3節 みんなで協力して社会を創る

第1節 市民一人ひとりを大切に作る社会を創る

21世紀は、平和で人権が尊重される世紀を目指そうという願いを込め「人権の世紀」と言われることも多く、国際的にも、国内的にも、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしい生き方ができる社会の実現に向けて、様々な取組が進められています。

現況

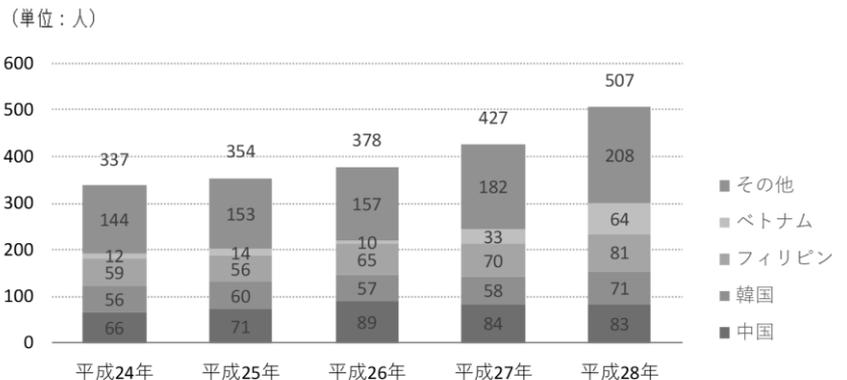
我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権の分野では「人権教育・啓発推進法」(2000年(平成12年)施行)が、男女共同参画の分野では「男女共同参画社会基本法」(1999年(平成11年)施行)が制定され、「人権教育・啓発に関する基本計画」や「男女共同参画基本計」を策定し、各種施策を総合的に推進しています。

人権の分野については、本市では、学校における人権意識を育てる教育や人権擁護活動などを進めるなど市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害行為に対する相談等についても、関連機関と連携を図りながら対応に努めるなど、長年にわたり、人権尊重の理念に基づいた人権教育・啓発活動を行ってきました。

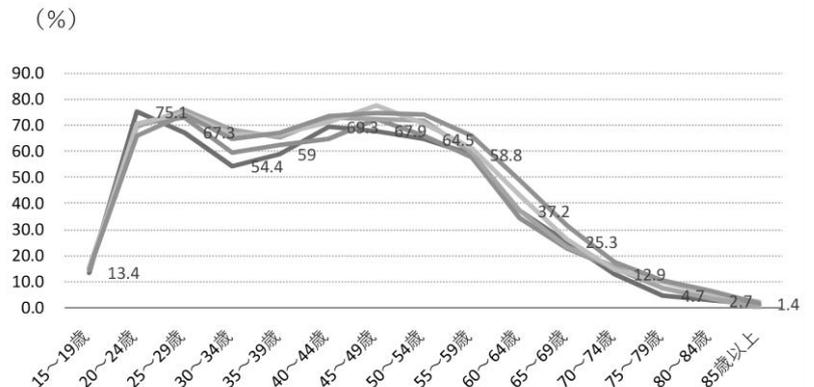
また、男女共同参画の分野においては、2008年(平成20年)3月に「つくばみらい市男女共同参画計画」を策定し、2010年(平成22年)3月に「つくばみらい市男女共同参画推進条例」の制定、2011年(平成23年)3月に「つくばみらい市男女共同参画都市宣言」を行い、社会情勢の変化に的確に対応してきました。さらに、新たな社会の動きを捉え、2018年(平成30年)「第2次つくばみらい市男女共同参画計画」を策定し、今後も計画に基づく施策を展開していきます。

このように、人権や男女共同参画については、国や県などと共に継続的に意識の醸成や正しい知識の普及に努めてきた結果、一定程度の成果は上がってきているように見えますが、依然として、差別発言、差別事象、偏見など人権に関する課題や性差に基づく不合理な社会制度・慣行などの課題が根強く残っている現状があります。また、国際化、少子高齢化、情報化の進展に伴い、新たな人権に関する課題の発生も見られるようになってきており、それら新たな課題への対応も急務となっています。

■在留外国人の推移



■年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

課 題

人権や男女共同参画の分野については、市民一人ひとりの心の在り方に密接に関わる問題であることから、個々の実情に応じた効果的な人権教育・啓発を展開していくことが求められます。そのため、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、押しつけにならないよう留意しながら、教育や意識啓発活動に努めていくことが大切です。

人権教育の取組については、学校教育と社会教育と連携を図りながら、学校、家庭、地域、職場を通じ子どもから大人までのあらゆる年齢層に対して人権尊重の意識を高める教育を充実していく必要があります。家庭においては、幼少期における家族とのふれあいやしつけを通して子どもの人権に関する判断力を培うことができるよう、様々な機会を通じて情報提供、学習機会を拡充するとともに、子育てに関する相談等の支援体制を充実する必要があります。また、地域における様々な活動について人権の視点を踏まえた交流を促進するほか、職場においては、関連機関と連携し、経営者や人事労務担当者に対する指導、啓発を行うとともに、市内の企業や事業者の自主的な人権研修の実施を促進する必要があります。

男女共同参画社会の形成に向けた取組については、性別による固定的な役割分担意識の払拭に努めるとともに、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができるよう、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において性別にかかわらず共に責任を担い合う環境を醸成していく必要があります。そのため、講座、講演会などの開催及び啓発活動の充実を通じて固定的な役割分担意識の是正を図るなど男女共同参画意識の醸成に努めていくほか、ワーク・ライフ・バランスの考え方を基調に、男女が共に育児や介護等の家庭生活との両立や、地域社会への参画を図りながら働き続けることができるようライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や仕事と子育て・介護等の両立に向けた支援の充実が必要です。



■男女共同参画イベント（どすこい！クッキング！～パパといっしょにクッキング～）

基本方針

■人権施策・共生社会

- 広報，インターネット（ホームページ）などの広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進していきます。
- 様々な社会体験や交流などの機会を通じて人権を尊重することの重要性を認識する機会の充実に努めます。

■男女共同参画

- 男女が互いの特性を認め合い，その人権を尊重し，個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて各分野を横断的に連携しながら総合的な取組を推進します。

施策の方向（第1節 市民一人ひとりを大切にする社会を創る）

項	目
(1) 個人を尊重した心豊かな社会の実現	■ 1 人権施策の推進
	■ 2 共生社会の推進
(2) 男女共同参画の推進	■ 1 男女の人権の尊重
	■ 2 ワーク・ライフ・バランスの実現
	■ 3 あらゆる分野における男女共同参画
	■ 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

施策の内容 (1) 個人を尊重した心豊かな社会の実現

■ 1 人権施策の推進

①人権教育・啓発の推進 3-1-1-1-1

- ・人権意識の高揚を図るため、社会教育及び学校教育と連携し、あらゆる機会を通じて人権教育及び啓発に努めます。
- ・一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人々が個人として尊重される社会の実現に向けた啓発活動に努めます。

②人権に関する相談・支援体制の充実 3-1-1-1-2

- ・人権が尊重され市民が安心して暮らせるよう、人権擁護委員による相談体制の充実をはじめ、関係する課や機関等との連携を図り、相談・支援体制の強化に努めます。
- ・近年社会問題化しているいじめ、虐待、インターネットによる人権侵害など、複雑・多様化する新たな人権課題に対して、国・県など関係機関との連携しながら、相談・支援体制の強化に努めます。

③あらゆる暴力の根絶 3-1-1-1-3

- ・相談体制の整備を図るとともに、暴力の防止と被害者保護を円滑に進めるため、専門機関との連携を強化します。

■ 2 共生社会の推進

①国際理解の深化 3-1-1-2-1

- ・国際理解のための生涯学習講座などを開催し、市民の国際理解を深めるとともに、国際感覚の醸成を図ります。
- ・多文化共生の理念に基づき、交流活動への市民の参加を促進し、国際化に対応できる人材の育成を図ります。
- ・学校や地域、家庭において、次代を担う青少年や子どもたちの国際理解教育の充実を図るなど、国際化に対応できる人材の育成を図ります。
- ・外国人に対し、日常生活や国際理解を支援し、翻訳等を行う「多文化共生サポーターバンク」への市民の登録を促進します。

②在住外国人への支援 3-1-1-2-2

- ・身近な行政機関として多言語による各種情報提供や関係機関と連携したサポート体制の整備を図るとともに、公共施設や道路案内板、生活情報等の外国語表示を推進し、外国人にも住みやすいまちづくりを推進します。
- ・多文化共生を実践する日本語ボランティア、国際交流ボランティアなどの育成・支援に市民協働で取り組みます。

③平和意識の定着 3-1-1-2-3

- ・市民一人ひとりが戦争の悲惨さと平和の大切さを認識し、戦争のない、核兵器のない、平和な地域社会の実現に向けて平和に関する啓発に努めます。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■ 1	人権啓発事業の実施回数	人権擁護啓発活動、社明運動等 人権啓発に関する事業の増加を 目指す。	7回	12回
	■ 2	多文化共生サポーターバンク登録 者数	サポーターバンクへの市民の登 録者増加を目標とする。	2人	8人
	■ 2	国際講座の回数	国際社会の講座（外国語、文化） の回数を増やし受講者の増加を 目指す。	1回／年	2回／年

施策の内容 (2) 男女共同参画の推進

■ 1 男女の人権の尊重

①男女平等意識の推進 3-1-2-1-1

- ・家庭や地域において、男女平等が進んでいない慣習や慣行を見直すとともに、根強く残る固定的性別役割分担意識の解消を目指し、様々な機会を利用した情報提供やイベントなど、意識啓発の事業に取り組みます。

②性差別・DVによる人権侵害に関する相談・支援体制の充実 3-1-2-1-2

- ・一人ひとりの人権が尊重されるよう、性的少数者（LGBT）に対する差別や、配偶者などからの家庭内暴力（DV）に悩む人や被害者の相談に対し、関係機関と連携し相談者や被害者を保護できるような体制を整備します。

■ 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

①家庭と仕事の両立支援 3-1-2-2-1

- ・男女が共に家事や育児、介護を担い、ゆとりある生活ができるよう、意識の啓発と理解の定着を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を市民協働で目指します。
- ・市内事業所の実態を把握し、ニーズに応じた情報発信を行うなど、市内事業所との連携によるワーク・ライフ・バランスを推進します。

②雇用や職業の場における男女共同参画の推進 3-1-2-2-2

- ・再就職支援セミナーの実施や、起業や経営ノウハウに関する情報提供を行い、女性の自立意識を高められるよう支援します。

■ 3 あらゆる分野における男女共同参画

①政策・方針決定過程への女性の参画 3-1-2-3-1

- ・男性優位の組織運営から男女共同参画社会の形成を推進するため、男女が共に同じ立場、同じ目線で市の政策等の立案や方針の決定過程に参画し、多様な意見が市政に反映され、ひいては市全体へ意見が波及するような環境を整備します。

■ 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

①困難な立場にある男女への支援 3-1-2-4-1

- ・男女が互いの身体的性差を理解し合うために、性的少数者（LGBT）についての理解促進を図り、誰もが思いやりを持ち、そして、生涯にわたり健康で安心して暮らせるよう、差別や偏見のない環境づくりに取り組みます。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■ 1	男女共同参画推進講座の実施	男女共同参画推進講座の実施回数 の増加を目指す。	6回	7回
	■ 1	DVに関する啓発活動の実施回数	家庭内暴力(DV)に関して正しい知識を得られるよう、啓発活動を実施する。	0回/年	2回/年
	■ 1	DVに関する知識の啓発者数	広報などを活用し、家庭内暴力(DV)に関する啓発活動を実施し、正しい知識を持つ市民の増加を目指す。	0人	550人
	■ 2	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所	ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の増加を目指す。	49.9% (H29年)	55.0%
	■ 3	政策・方針決定過程への女性の参画促進	市長が委嘱・任命する審議会等の女性委員の割合を増やすことにより、政策・方針決定過程への女性の参画を図り、市政へ多様な意思が反映される環境を目指す。	21.1%	30.0%
■ 4	性的少数者(LGBT)についての啓発	身体的差別の理解促進のための啓発活動を行い、差別や偏見のない社会を目指す。	—	2事業	

写真配置

第2節 みんなが交流する社会を創る

少子高齢化の進行や生活スタイルの変化などを背景として、人と人、人と地域のつながりといったものが地域づくり（地域コミュニティ）や郷土の自然や歴史・文化づくりの上で重要視されてきています。

現況

本市の地域コミュニティ活動については、基本的には行政区単位で組織された市民自治組織が中心となって地域の活動が行われています。また、伝統文化・芸術・スポーツ団体の活動、ボランティアによる活動など、目的に応じて組織された各種の活動団体によるコミュニティ活動も活発に行われている状況です。さらに、行政区単位の地縁型のコミュニティ組織の活動に加え、環境保全や教育・福祉など、特定の目的の下に活動するテーマ型のコミュニティ組織も少なくなく、各種事業を通じて連携する機会も増えてきています。

近年、本市では、みらい平地区などを中心に転入者の増加による若年世代家族の増加が顕著となっており、ライフスタイルや価値観の変化、個人意識・個人主義の顕在化などを背景に、コミュニティの参加の在り方が多様化してきている状況が見られています。このように、地域におけるコミュニティの多様化が進みつつあり、コミュニティの形成について、地域ごとの特性に応じた取組をどのように図っていくかが課題となっています。

地域文化の振興や歴史・文化の保全については、各種文化活動施設の維持・整備や文化・芸術団体への活動機会の提供や団体の支援、指定文化財の保存・保護等の実施などに努めてきました。

文化財では、市内 20 件（国指定文化財 3 件、県指定文化財 8 件、市指定文化財 9 件）の文化財について保護、保存活用を行っているほか、「結城三百石記念館」、「間宮林蔵記念館」などの施設における活動や国指定重要無形民俗文化財である小張、高岡の「綱火」の祭礼の開催支援などに努めています。

本市の文化財や史跡、伝統行事など多彩な歴史文化資源をはじめ、市民の創造的な活動から生み出される多様な市民文化は、市民にとって郷土への愛着や誇りを育む重要な要素となっており、地方が画一化や均質化・無個性化していく時代の中、地域固有の歴史文化と市民文化はますます重要になってきています。

■指定文化財一覧(平成29年)

指定区分	種別	名称	所在地	管理者	指定年月日
国指定	彫刻	不動明王及二童子立像	板橋	不動院	大正4年8月10日
	無形民俗	綱火	小張、高岡	綱火保存連合会	昭和51年5月4日
	工芸品	太刀 銘 備州長船家助応永廿一年二月日	南太田	個人	昭和25年8月29日
県指定	史跡	間宮林蔵の生家	上平柳	つくばみらい市	昭和30年11月25日
	史跡	間宮林蔵の墓	上平柳	個人	昭和30年11月25日
	建造物	不動院三重塔	板橋	不動院	昭和35年12月21日
	無形民俗	西丸山祈禱ばやし	西丸山地区	西丸山祈禱囃子保存会	昭和38年8月23日
	彫刻	阿弥陀如来立像	小張	善空寺	昭和40年2月24日
	建造物	不動院本堂	板橋	不動院	昭和40年2月24日
	建造物	不動院楼門	板橋	不動院	昭和49年11月25日
	彫刻	阿弥陀如来及脇侍像	福岡台入会地	大楽寺	平成12年11月27日
市指定	歴史資料	間宮林蔵関係資料	上平柳	個人	平成4年3月3日
	彫刻	薬師如来坐像	福岡台入会地	大楽寺	平成7年6月1日
	彫刻	千手観音像	東栗山	千手院	平成12年3月31日
	彫刻	阿弥陀如来立像	豊体	浄円寺	平成12年3月31日
	彫刻	木造十一面観音立像	福岡台入会地	大楽寺	平成13年3月27日
	史跡	鉄火塚(附鉄火棒)	宮戸	つくばみらい市	平成13年3月27日
	考古資料	山水双鳥鏡	古川	つくばみらい市教育委員会	平成20年12月1日
	彫刻	銅造不動明王立像	加藤	つくばみらい市教育委員会	平成20年12月1日
	彫刻	仁王尊像(阿形・吽形)	板橋	不動院	平成25年1月22日

資料：つくばみらい市

観光や地域間交流・国際交流については、本市の観光的資源である、福岡堰の桜や板橋不動尊、綱火、ワープステーション江戸など豊かな自然環境や貴重な史跡・文化財、各種施設などを生かした交流活動が行われている状況です。近年、個人のライフスタイルや価値観の変化、交通機関や道路交通網の充実、情報通信技術の発達などによる日常生活圏や経済活動範囲の拡大などを背景に、「交流」に求められる価値にも変化が見られるようになってきており、市域を超えた交流や商業的イベントと連携した交流、テーマ性を持たせた交流など、新たな「交流」の形も求められてきています。

■板橋不動院



課 題

地域コミュニティのみならず、教育や生涯学習の分野、観光振興の分野はそれぞれが関連しており、それらに関わる人々による交流が、市内外との連携力を強化し、まち全体の活性化へとつながっていくことから、本市に関わる多様な主体の情熱や英知、行動力を結集した「人の力」によるまちづくりを進めていくことが大切です。

地域コミュニティについては、地域活動に意欲のある潜在的な市民の参加を引き出していくための環境整備や、市民の活動の自主性・自発性を尊重した多様な活動の支援などが重要となってきています。そして、個人のライフスタイルや価値観の変化を踏まえながら、地域の特性に応じたコミュニティの形を考え、取り組んでいくことが求められます。

地域における文化活動や歴史・文化資源の保存・活用などについては、市民の「ふるさと・つくばみらい」への誇りを高めるまちづくりを進めていくため、市内に現存する文化財の調査と保存、文化伝承活動の振興を図るとともに、市民の文化を通じた交流を促進するため市民の主体的な文化活動への支援や市民参加・交流イベントの開催や文化拠点施設の活用などに努めていく必要があります。

地域間交流・国際交流の分野については、特徴ある地域の資源を活用しながら、市内外との交流を積極的に展開していくとともに、多彩な交流情報を発信し、本市を目的として来る交流人口の増加を目指していく必要があります。

基本方針

■コミュニティ・歴史・文化資源

- 自治会をはじめとするコミュニティの活動の促進やその活動の拠点となる場の充実を図り、地域住民が主体的に参加する地域の特性を生かしたコミュニティ活動の活性化を図ります。
- 地域全体で文化的遺産を伝承し後世に守り伝えていくための支援を図りながら、市民が身近に文化活動に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

■観光・地域間交流・国際交流

- 行政と市民、団体それぞれが交流活動に関する役割を分担しながら、人的・文化的交流を通じた地域の活性化と個性豊かな地域づくりを進めます。
- 本市の恵まれた自然、文化、史跡など既存の観光資源の整備・充実を図りながら、新たな魅力づくりに取り組み、観光客をはじめとする来訪者の増加及び交流人口の拡大を図ります。

施策の方向（第2節 みんなが交流する社会を創る）

項	目
(1) 個性と魅力ある地域づくり	■ 1 地域コミュニティの形成
	■ 2 地域の歴史・文化資源の活用と保存
(2) 多様な交流を育む環境づくり	■ 1 個性豊かな地域資源の発掘・活用
	■ 2 地域間交流・国際交流の推進
	■ 3 交流を促進する積極的な情報発信

施策の内容 (1) 個性と魅力ある地域づくり

■ 1 地域コミュニティの形成

①地域コミュニティの活性化 3-2-1-1-1

- ・地域が主体となった地域コミュニティ活動の推進に向けた指針として、地域の将来像や課題、その解決に向けた具体的な活動などを定めた計画を策定し、自治会など既存の地域組織を基盤とした地域コミュニティの在り方や役割の明確化を図ります。
- ・地域住民の主体的なコミュニティ活動と行政の機能分担や連携の在り方を見直すとともに地域の主体的なまちづくりに向けた総合的・体系的な支援体制の再構築を図ります。
- ・地域ごとに職員が担当する地域に出向き、市民との交流を通して課題発見や問題解決等を行う制度（地域担当制）の導入を検討します。

②コミュニティ組織の育成 3-2-1-1-2

- ・自治会などの地縁型コミュニティやテーマ型のコミュニティにおける活動がさらに活性化するように支援するとともに、活動の中心的役割やコーディネート機能を担う人材や団体の育成に努めます。
- ・地域コミュニティ活動を行う体制の充実を図るため、地域で活動している様々なコミュニティ活動団体の育成支援を行うとともに、活動の新たな担い手の確保・育成やNPO等との連携を支援します。
- ・自治会の設立を応援する旨のチラシ等の作成及び配布など、自治会設立にむけての情報提供や自治会活動に対する地域住民からの相談を受ける等により、コミュニティ活動を支援します。
- ・研修会や講演会を通じ、自治組織のリーダーの育成及び資質の向上に努めながら、コミュニティの担い手づくりを推進します。

③コミュニティ形成の環境づくり 3-2-1-1-3

- ・自治会など地域の連帯感に基づくコミュニティ活動を支援します。特に、今後の地域づくりの重要テーマである防災・防犯・子育て・福祉を目的とした活動など地域における課題解決型の取組を支援します。
- ・行政と対等の関係で地域づくりを行うコミュニティ組織の育成を目的に、先進事例やそれぞれの地域の情報の共有化に努めます。
- ・地域資源・地域人材を生かした地域づくりの支援や、多世代が交流するコミュニティの構築を進めるとともに、コミュニティ組織相互のネットワーク化を図ります。
- ・地域コミュニティの役割や重要性を理解し、市民が自主的に地域コミュニティに関わる環境を整えながら、コミュニティへの積極的な関わりを促す意識の醸成を図ります。
- ・コミュニティ活動を広く知らせることは加入の促進にもつながることから、回覧板、広報紙、市ホームページ等を活用し、コミュニティ活動の内容などについて、積極的に情報を発信します。

④コミュニティ施設の充実・整備 3-2-1-1-4

- ・公民館，コミュニティセンター，学校教育施設等の公共施設の地域開放など，市民及び地域のコミュニティ活動，スポーツ・レクリエーションの拠点について，地域や団体の自主性，独自性を尊重しながら多様な利用方法の検討を進め，施設の整備，充実を図ります。
- ・地域のコミュニティ活動の拠点となる地区集会施設については，維持管理等について支援します。

■2 地域の歴史・文化資源の活用と保存

①文化・芸術団体の育成及び活動の促進 3-2-1-2-1

- ・自主的・創造的な芸術・文化活動の普及向上を図るため，地域に根ざした文化・芸術団体の育成や指導者の支援・確保に努めます。
- ・各種文化講座・教室や文化祭の開催など，文化・芸術にふれ，活動に参加できる交流の場や発表の場の提供に取り組み，文化・芸術活動の促進を図ります。
- ・幼い頃から伝統文化を体験する取組を推進するとともに，地域や学校と連携して文化芸術を鑑賞・体験できる取組を推進します。
- ・若い人や新しい住民が地域に溶け込み，まちや地域への愛着が深まるよう，行事やお祭り等の地域の活動を支援します。
- ・無形民俗文化財や伝統芸能に対する理解と認識を深めるとともに，保存意識の高揚や後継者の育成等を促進し，担い手の継承や，伝統文化に対する普及啓発を図ります。

②文化財保護の推進 3-2-1-2-2

- ・既存文化施設の適切な維持管理をするとともに，施設の有効な利用を図ります。
- ・文化財保護審議会と連携しながら，指定文化財の損耗や老朽化などの現状を把握し，保存，活用のために必要な管理指導を実施します。
- ・文化財の修繕等が必要な際には早急な対応ができるよう，管理者・保存団体の支援に努めます。
- ・歴史資料の収集及び収蔵資料の整理を進めるとともに，新たに収蔵施設を確保し，収蔵資料の整備に努めます。

③文化財の積極的な情報発信 3-2-1-2-3

- ・市内の優れた文化財や伝統芸能などを公開・活用して，本市の魅力を市内外に広めることにより，地域の活性化を図ります。

④埋蔵文化財保存体制の充実 3-2-1-2-4

- ・埋蔵文化財を保護するため，埋蔵文化財包蔵地の周知をするとともに，文化財に関する情報収集を図ります。
- ・埋蔵文化財保護体制づくりのため，専門的知識を持つ人材の確保に努めます。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■ 1	新規行政区の設立	行政区の設立により、市の情報やサービス格差の解消を目指す。	—	4団体
	■ 1	地域コミュニティ協議会の組織数	2020年度にコミュニティ計画を策定し、2021、2022年度でモデル地区を整備する。	0団体	2団体
	■ 2	間宮林蔵生家及び記念館来館者数	間宮林蔵生家及び記念館来館者数の増加を目指す。	4,520 人／年	4,700 人／年

施策の内容 (2) 多様な交流を育む環境づくり

■ 1 個性豊かな地域資源の発掘・活用

①観光交流推進体制の充実 3-2-2-1-1

- ・戦略的な観光情報の発信や観光客の受け入れ体制を整備するため、つくばみらい市観光協会の運営を支援します。
- ・市民・企業・関係機関が一体となって受け入れ体制の充実を図り、観光客の誘致を促進します。

②観光交流事業の振興 3-2-2-1-2

- ・歴史公園をはじめ福岡堰など、自然を基調とした観光地や観光施設の充実を図り、地域の特色を生かした新たな魅力づくりに取り組みます。
- ・つくばみらい市観光協会を積極的に支援し、関係機関との協働による、地域特性や観光資源を活用した観光交流イベントの充実に努めます。
- ・農協、商工会、観光協会及び生産者との連携を強化し、地場産品や特産品の企画、広報・PR活動や販路拡大などを推進します。

■ 2 地域間交流・国際交流の推進

①地域間交流活動の推進 3-2-2-2-1

- ・友好都市等との交流・連携を積極的に進めるとともに、他地域との相互交流の拡充を図ります。
- ・友好都市等の情報の発信や地域間交流を実践している団体を支援し、地域間交流にふれる機会を提供します。
- ・芸術文化、歴史、スポーツなどを通じた市民・団体間の交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・「みらい」を築く若い世代の定住化を促進するため、男女が出会い交流する場を提供します。

②国際交流活動の推進 3-2-2-2-2

- ・市民レベルでの多様な文化や価値観にふれる機会の提供や、国際協力への参加を促進することにより、地域のグローバル化推進を担う人材や組織の育成に努めます。
- ・海外展開を行っている市内企業との連携や地域資源を活用し、様々な国籍や文化的背景を持つ住民同士の交流を通じて、すべての人々が文化の多様性にふれる機会の提供を図ります。

■ 3 交流を促進する積極的な情報発信

①観光宣伝体制の充実 3-2-2-3-1

- ・本市を訪れる観光客に対し、観光ニーズに対応した適切な情報提供を充実させるとともに各種観光キャンペーンの強化に努めます。
- ・つくばエクスプレス及び関東鉄道常総線沿線自治体や近隣自治体との連携による広域観光ネットワークの形成を図り、広域的な観光の振興と集客体制を構築します。

②フィルムコミッション（FC）事業の推進 3-2-2-3-2

- ・撮影における施設の利用、宿泊施設の案内や各種手続きなど、ワンストップサービスによる撮影協力体制の整備に努めます。
- ・ワープステーション江戸での撮影と関連するような撮影候補地の情報のみならず、市内に存在する様々な素材の情報を発信することで、多様な交流の促進に努めます。また、いばらきフィルムコミッション（FC）等と連携し、ロケ地としての誘致を推進します。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■ 1	主要観光拠点来場者数	2022年度までに延べ42,000人の観光客来場者数増加を目標とする。	100,000人/年	107,000人/年
	■ 2	友好都市交流事業参加人数	友好都市間の親睦のために、交流事業及び産業イベント等相互出展を促進する参加者数の増加を目指す。	37人/年	100人/年
	■ 3	つくばみらいFC撮影実績件数	市内ロケ地誘致を行い、市の観光・産業・文化振興に協力する機会を増やすことを目指す。	11件	29件

第3節 みんなで協力して社会を創る

市民との協働による事業や広域行政による事業など、これまで行政が担ってきた様々な施策や事業について、様々な主体との協力や連携によって進めていくまちづくりへと取組のスタイルが変わってきています。

現況

近年における、地方分権の進展や成熟社会への移行などに見られる社会状況の変化に伴い、公共は行政が主として担うものとする従来の考え方から、多様な主体が役割と責任を分担しながら公共の領域を共に担おうとする考え方へと変化してきています。

市政運営においては、計画策定段階からの市民参画の促進に向けて、各種計画づくりにおけるパブリック・コメント手続きや市民アンケート調査の実施などにより、市民の意見や意識を幅広く収集、把握し、市政への反映を行って行く取組に努めてきました。また、まちづくりの担い手となる行政区や自治会等の地縁団体、NPO法人、市民活動団体など、多様な主体と共に取り組む協働による活動について積極的に推進しながら、各主体相互の協働の促進に努めてきました。

さらに、開かれた市政の実現に向けた市民と行政との情報共有に関する取組としては、広報つくばみらいをはじめ各種刊行物、ホームページ、各種メディアなどあらゆる情報媒体を活用しながら、広報活動の展開に努めるとともに、公文書をはじめとした各施策の手続きや内容、過程の公開、情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用に努めてきました。

行財政運営については、社会の変化に適切に対応しながら市民ニーズに機動的・弾力的に応えていくため、限られた行政資源を効果的かつ効率的に活用していくことが重要な課題となっています。さらに、我が国が直面する様々な課題に対応した制度改正や国の「経済財政運営と改革の基本方針」への同調が求められるなど、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの課題も行財政運営をさらに難しくさせている状況にあります。

■つくばみらい市ボランティア連絡協議会登録団体一覧		
資料：つくばみらい市		
No	グループ名	主な活動内容
1	アイ・アイグループ	サロンの開催・小中学校の福祉体験協力・身障協会への協力
2	あおぞら	施設入所者の介助・話し相手
3	あしたの会	配食サービスの調理
4	移動運転ボランティア	移送サービスのリフト車運転
5	喜和味	配食・サービスの調理
6	さくら会	小地域会食サービス開催・配色サービスの調理・自主的料理研究
7	手話サークル すずらん	手話の普及活動・小中学校福祉授業への協力
8	食楽	配食サービスの調理・食育活動
9	シル・リハ体操クラブ	高齢者への体操指導・いきいきサロン開催
10	たんぽぽ	使用済みの切手収集と整理・配食サービスの調理
11	ボランティアけやき	配食サービス調理・いなりの里での高齢者支援
12	朗読グループ かたくり	市広報誌等の音訳CD作成・テープ利用者との交流会
13	IT普及電腦会	いきいきサロン開催(パソコンサロン)・パソコン教室開催
14	つくばみらい要約筆記の会	要約筆記の啓蒙推進・難聴者支援
15	ほうれん創	配食・会食サービスの調理・自主的料理研究
16	おもちゃ病院ピノキオ	壊れたおもちゃの修理
17	ゆりの会	小学校校庭の草刈り・読み聞かせ
18	ひばり会	施設などを慰問し踊りを披露
19	みらい研ぎクラブ	包丁研ぎ教室開催・公共施設/福祉施設/学高などの庖丁研ぎ
20	木楽工房	高齢住宅などの補修・公共施設等の木工製品製作及び補修
21	かたつむり	福祉施設などの車椅子清掃・点検・修理
22	BOWベルズ	地域の防犯/パトロール
23	フレンドリーみらい	知的発達障がい児親子の支援活動
24	ほのほの音楽隊	音楽と歌をとおして地域と交流する
25	企画・イベントの会	ボラ連・社協関連のイベント等の企画・運営
26	プリエール	音楽と歌をとおして地域と交流、施設慰問

行政運営については、民間の経営理念や手法を参考に、行政経営の視点からの的確な事務事業の見直しを行い、これに基づく不断の改革により市民サービスの質の向上と内部事務の効率化を図ってきました。「つくばみらい市公共施設等の総合管理に関する指針」を策定するとともに、既存の公共施設等の有効活用や公共施設の適正配置、指定管理者制度など民間活力の活用を進めるなど、効率や効果を重視した行政経営型の行政システムへと転換すべく様々に取り組んでいます。一方、財政運営については、財政基盤の安定化を図るため、市税をはじめとする自主財源を安定的に確保するとともに、補助金等を見直すなど選択と集中による施策の優先順位づけを徹底するほか、新地方公会計制度に基づく財務書類の公表や財政指標の分析により、財政状況の的確な把握と透明性の向上に努めてきました。

広域行政については、市民の日常生活圏の拡大に応じて、その重要性は高まっている状況にあります。本市では、常総地方広域市町村圏事務組合での、ごみ処理、消防、福祉センターや運動公園の運営などに取り組んでいるほか、各種の広域的行政サービスを実施しています。また、近隣自治体と各種協議会を組織し連携を図りながら、地域の活性化に向けた様々な活動を行っています。今後も、事務組合の充実・強化に努めていく必要があるほか、本市単独では解決できない行政課題に対して、効率的・効果的な解決が図れるよう、近隣自治体との連携を深めながら、新たな時代の潮流に対応した行政運営を行っていく必要があります。

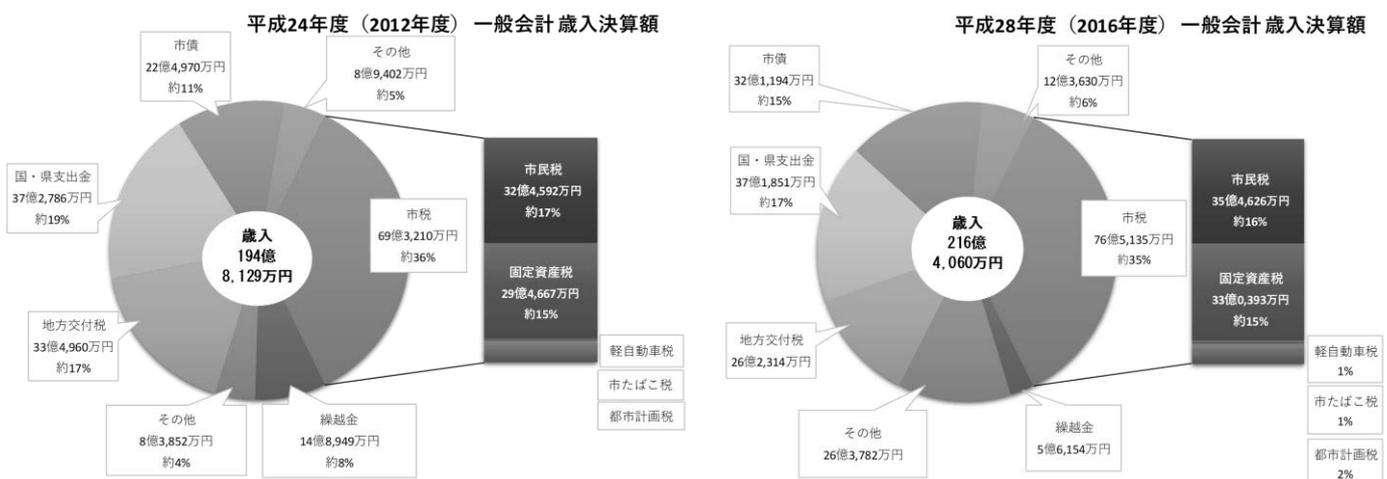
課 題

財源・人材等の行政資源に限りがある中で、多様化する行政課題に対して単独でそれらを解決していくことは年々難しくなっている状況です。

協働領域の拡大に対しては、市民の豊富な社会経験や知恵を生かしながら、市民と行政の相互信頼に基づく対等で健全なパートナーシップの形成が重要となっており、自治会等の地縁型のコミュニティ組織による地域コミュニティ活動のみならず、各種ボランティア団体などテーマ型のコミュニティによる公益的活動を引き続き支援するとともに、市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進める必要があります。

行財政運営に関しては、「行財政改革大綱」及び「行財政改革実施計画」に基づき、様々な経費削減や人員削減に取り組みながら、健全で効率的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。そして、一層の行財政改革に取り組みながら、自立性の高い持続可能な行政を目指していく必要があります。

広域行政に関しては、市民・団体・事業所など多様な主体と連携して取り組むほか、近隣自治体や茨城県との広域的な連携による協力体制を構築していくなど、お互いが協力し合う関係づくりにより、それらの解決を目指していくことが重要になってきています。



基本方針

■市民協働

- 市民と行政が協力し相互にその役割と責任を果たすための仕組みづくりに取り組むとともに、多様なまちづくり活動に対応できる組織体制の確立を図り、協働のまちづくりを推進します。
- 市政に対する市民の理解と信頼を一層深めていくため、広報活動を充実するなど市民への積極的な情報提供に努めます。
- 行政計画をはじめ各施策の手続きや内容、過程を公開するとともに情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用に努め、市政の透明性や公正性を確保します。

■行財政運営

- 「行財政改革大綱」に掲げる理念や「行財政改革実施計画」に基づく取組を着実に推進し、行財政運営の総合的な改革を進めます。
- 行政需要の高度化や複雑化に対応しながら、市民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供と効率的で効果的な執行体制の強化に努めます。
- 自主財源の確保に努め、事務事業の見直し等により、計画的で効率的な財政運営を行い、より一層の財政の健全化を図ります。

■広域行政

- 関係自治体との連携・協力を積極的に展開しながら、行政区域を超えた広域的な課題に対応していきます。

施策の方向（第3節 みんなで協力して社会を創る）

項	目
(1) 協働のまちづくりの推進	■ 1 市民活動の支援と活性化推進
	■ 2 市内外に対する情報の発信及び行政の透明性の向上
(2) 効率・効果的な行財政運営	■ 1 適正で質の高い行政運営の推進
	■ 2 健全で安定的な財政運営の推進
(3) 広域行政の充実強化	■ 1 広域行政によるまちづくりの推進

施策の内容 (1) 協働のまちづくりの推進

■ 1 市民活動の支援と活性化推進

①市民参加機会の拡大 3-3-1-1-1

- ・市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを進めるため、協働に関する指針を策定し、互いの役割分担の明確化と連携の強化に努めます。
- ・より身近で取り組みやすい事例の実践を重ね、市民協働への市民意識の醸成を図ります。
- ・市職員が市民活動や市民との協働についての考え方を理解し、協働の取組を進めるため、研修会を実施するなど意識啓発に取り組みます。
- ・市民協働事業の提案制度の導入などを検討し、市民のアイデアを生かした市民と協働のまちづくりを推進します。
- ・行政の責任領域を見極めながら、市民サービスを効果的・効率的に提供できる事業については、積極的に地域活動団体やNPO等へのアウトソーシングを進めます。
- ・市民が市政に関して直接意見や提案する機会や場の充実を図ります。

②まちづくりの担い手の育成・支援 3-3-1-1-2

- ・ボランティア団体やNPO法人など、コミュニティ活動を進める団体等について支援を行います。
- ・住民主体のまちづくりや市民のまちづくりへの参画を促進するため、魅力的な地域づくり活動団体の育成を推進するとともに、新規NPO法人などの立上げを支援します。
- ・地域で活動する団体の情報の提供や様々な活動団体の相互交流の機会を創出することにより、多様な市民活動に対応できる組織体制の確立を図ります。
- ・地域活動を担うリーダー、地域が抱える課題を解決するための人材や団体の育成を図ります。
- ・地域づくり活動に関する個人やNPO、ボランティア団体等の情報共有が活発に行われるよう、情報を収集しデータベース化を図ります。

■ 2 市内外に対する情報の発信及び行政の透明性の向上

①シティプロモーションの展開 3-3-1-2-1

- ・本市のシティプロモーションの指針となるシティセールスプランに基づき、各種イベントや事業の展開など全庁的な情報広報活動を推進します。
- ・新聞・テレビ等の報道機関を通じて情報を提供するパブリシティの効果的活用を努めるなど、本市の魅力を効果的に周知・宣伝を図っていきます。
- ・交通利便性や地域資源、優れた住環境などを柱に、市の魅力を外に発信し、市を知ってもらい、市を好きになってもらい、市の中へ人を呼び込むことを目的に戦略的なPRを展開します。

②広報の充実、市政情報の提供の充実 3-3-1-2-2

- ・市民にとってわかりやすく、読みやすく、また、市民に親しまれる広報紙づくりに努めます。
- ・市のホームページに加え、SNSを活用した情報発信を行うなど、市政情報の提供手段の充実に努めます。

③情報公開の推進 3-3-1-2-3

- ・市民の知る権利の保障と行政の説明責任を果たすため、行政情報の公開制度の充実を図るとともに、市が取り扱う情報を適切に管理します。
- ・情報公開制度の円滑な運用を推進するため、職員への研修と制度についての市民へ周知を実施します。

④個人情報の保護 3-3-1-2-4

- ・個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度について適正な運用を図ります。また、制度の円滑な運用を推進するため、職員への研修と制度についての市民へ周知を実施します。

.....

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■ 1	市民活動団体新規登録数	新規の市民活動団体（NPO）の設立により、市民参加や市民協働のまちの実現を目指す。	—	2団体
	■ 1	市民団体との協働事業数	地域住民や、NPO、ボランティアなどの団体が主体の、コミュニティ形成を促し、地域での共助の活動を支援し、市民活動と地域の活性化を目指す。	—	3件
	■ 2	SNSを利用した情報発信数	市の情報を、SNSを利用して発信することで市内外の方たちと情報を共有する。	18回／年	100回／年
	■ 2	報道機関への情報提供件数	市の実施する事業やイベントを報道機関に情報提供し、新聞等に取り上げてもらうことで、市の認知度向上やイメージアップを目指す。	68件／年	72件／年

施策の内容 (2) 効率・効果的な行財政運営

■ 1 適正で質の高い行政運営の推進

①効果的な行政運営 3-3-2-1-1

- ・行政評価と連動した総合計画の進行管理を行い各施策・事業の適切な推進を図ります。また、計画の評価過程において市民の意見を反映する仕組みをつくります。
- ・市議会がより活性化されるよう議会運営及び議会活動を補助するとともに、議会がより市民にとって身近なものとなるよう、議会の活動状況について迅速かつわかりやすい情報の提供に努めます。

②効率的かつ適切な行政運営 3-3-2-1-2

- ・会計書類の審査、出納検査等を通じて、会計事務の適正かつ効率的な執行を確保するとともに、公金の安全で確実かつ有利な運用を図りつつ、適正な管理に努めます。
- ・行政事務の効率化のために構築した行政情報ネットワークを十分に活用することにより、情報の共有化・事務の円滑化に努めます。
- ・行政サービスの効率化と市民生活の向上を図るため、費用対効果を慎重に検討しつつ、電子自治体の構築を進めます。電子自治体の構築に当たっては、安定したサービスの提供を確保するとともに、セキュリティ対策に努めます。
- ・情報セキュリティポリシーに基づき、安定したサービスの提供を確保するとともに、本市の保有する情報資産の管理における安全性を確保します。

③職員の育成と組織の活性化 3-3-2-1-3

- ・職員の意欲の向上と能力が最大限発揮できる環境整備を推進するとともに、職員の自主性・積極性を重視した人事制度の活用など、職員の能力を引き出し、組織の総合力を向上させる人事システムと組織の確立を図ります。
- ・職員の能力及び資質の向上を図るため、多様な研修への参加機会を確保します。
- ・高度化、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するため、柔軟に組織を見直します。
- ・職員の健康や職場における安全・衛生面の適正な管理を行い、福利厚生を推進することで元気で意欲的に働ける環境づくりに努めます。

④市民サービスの向上 3-3-2-1-4

- ・高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、行政と民間の役割を見極めながら、行政が担ってきた業務について民間委託等を図るなど、効率的な市民サービスの提供を図ります。
- ・窓口業務における事務手続きの迅速化及び簡素化を図るとともに、市民の生活スタイルに合わせた機能的・効率的な窓口サービスなど、市民の目線に立った、わかりやすく、やさしい窓口サービスの提供を目指します。
- ・マイナンバーカードの普及に努めるとともに、マイナンバーカードを活用した各種手続きの利便性向上など市民サービスの充実に努めます。
- ・地域・産業，福祉，健康・医療，教育などの幅広い分野においてICTの活用を図る基盤を整備します。
- ・市民サービスのさらなる向上に向け，市の保有する情報のオープンデータ化の推進により，行政の透明性・信頼性の向上・官民協働の推進・経済の活性化・行政の効率化を推進します。
- ・技術革新や実用化の進展動向を踏まえながら，公共施設の通信基盤の段階的な整備推進を図ります。

■2 健全で安定的な財政運営の推進

①計画的な財政運営の推進 3-3-2-2-1

- ・中長期的な展望に立った計画的な財政運営を推進するため，市税収入等の歳入の予測及び歳出の見通しを明らかにした中長期財政計画を策定し，健全な財政運営を図ります。
- ・業務量や職員の能力・適正を考慮した職員を配置し，非正規職員の配置も含め，より効率的な事務執行ができるように適正な定員管理に努めます。
- ・共同事業のための負担金の適正化などを構成自治体間で協議・検討を行いながら，広域行政の効果的な運営と市民サービスの向上を図ります。

②公共施設等の市有財産の有効活用 3-3-2-2-2

- ・公共施設等の総合管理に関する指針に基づき，公共施設の適切な管理修繕により長寿命化を図り，将来的な財政負担の軽減・平準化に努めます。
- ・利用率の低い公共施設の他用途への転用や未利用財産の活用などによる施設の適正配置を検討し，効率的な市有財産の管理運営を推進します。

③安定的な財源の確保 3-3-2-2-3

- ・納税者の納付手段を拡充し，徴収率の維持向上に努め，自主財源の確保を図ります。
- ・納税の公平性を確保するために，納税相談や滞納処分を実施し，滞納額の縮減を図ります。また，市単独での対応が困難な事案については，茨城租税債権管理機構と連携して対応します。
- ・市税の公平・適正な課税により，安定的な自主財源の確保を図ります。

- ・広報印刷物，ホームページ及び公共施設（建物・車両）等，市のあらゆる資産を広告媒体として有効活用し広告収入を得るほか，利用予定のない市有地など処分可能な遊休財産の売却や貸付けなどに取り組み，税外収入の確保に努めます。
- ・ふるさと納税等による寄附金制度やクラウドファンディング制度など，多様な資金調達手法を調査研究し，税外収入の確保に努めます。
- ・公平性を確保するために，市民理解を得ながら，行政サービスの受益者負担の適正化を進めます。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■ 1	マイナンバーカードの交付率	マイナンバーカード（個人番号カード）の普及に努め，2022年度に15%の交付率にすることを目標とする。	9.9%	15.0%
	■ 2	経常収支比率	一般財源の余裕度，財政構造の弾力性を表す数値。90%未満を目標にする。	94.0%	90.0%未満

施策の内容 (3) 広域行政の充実強化

■ 1 広域行政によるまちづくりの推進

①自治体間協力体制の充実・強化による地域の活性化 3-3-3-1-1

- ・広域的な都市機能の整備を促進し、これらの社会資本を最大限活用した都市圏の形成を図ります。
- ・公共施設の相互利用など、各種公共サービスの充実を図るため、近隣自治体間の連携を強化します。
- ・近隣自治体との協力体制を強化し、広域的な行政課題の対応について調査研究を行います。

②暮らしを支える広域行政の推進 3-3-3-1-2

- ・ごみ処理, し尿処理, 消防, 下水道, 火葬場など一部事務組合で共同運営している事業については, 構成自治体との連携を強化し, 業務の効率化を図ります。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■ 1	近隣自治体と相互利用をしている公共施設数	行政間の連携により各種公共サービスの相互利用施設を充実させ, 市民サービスの向上を図る。	2 施設	4 施設